

胆振海区における海区漁場計画

北海道告示第11409号

胆振海区漁場計画の変更の内容

胆振海区漁場計画に次の事項を追加する。

胆振海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権)

第15次定置漁業権

1 漁業権に関する事項

漁場番号		ア 漁場の位置	イ 漁場の区域	ウ 漁業の種類(漁業の名称)及び漁業時期		エ 存続期間	オ 条件	カ その他漁業権の設定に関し必要な事項
(83)	鷓さけ定第4号	勇払郡むかわ町地先	別紙のとおり	定置漁業 (さけ定置漁業)	8月1日から12月20日まで	令和7年1月1日 から 令和7年12月31日 まで	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければならない。 (2) 8月1日から8月31日の間は、網を敷設してはならない。 (3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはならない。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがある。	左記のとおり (漁場番号、漁業の名称、条件)

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

3 その他参考

鷓さけ定第4号は類似漁業権として設定する